

流山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

平成 16 年 12 月 17 日

規則第 52 号

改正 平成 17 年 3 月 7 日規則第 10 号

改正 令和 5 年 5 月 11 日規則第 50 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、流山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 16 年流山市条例第 27 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募の方法)

第 2 条 条例第 2 条に規定する公募は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 流山市公告式条例（昭和 26 年流山市条例第 1 号）第 2 条第 2 項に規定する掲示場への掲示

(2) 市の広報紙への掲載

(3) 市のホームページへの掲載

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める方法

(指定管理者の指定の申請)

第 3 条 条例第 3 条に規定する申請書は、流山市公の施設に係る指定管理者の指定申請書（別記第 1 号様式）とする。

2 条例第 3 条第 2 号に規定する事業計画書等は、事業計画書（別記第 2 号様式）及び収支計画書（別記第 3 号様式）によるものとする。ただし、申請団体において当該様式の記載事項を満たす書面を作成した場合は、これをもって当該様式に代えることができる。

(選定結果の通知)

第 4 条 条例第 5 条に規定する選定結果の通知は、流山市公の施設に係る指定管理者の候補者の選定結果通知書（別記第 4 号様式）によるものとする。

(指定管理者の指定の通知)

第 5 条 条例第 6 条第 2 項に規定する指定管理者に指定した旨の通知は、流山市公の施設に係る指定管理者の指定等決定通知書（別記第 5 号様式）によるものとする。指定管理者に指定しなかったときもまた同様とする。

(協定事項)

第 6 条 条例第 7 条に規定する協定で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

(1) 指定期間の全体について締結する基本的な協定 次に掲げる事項

ア 公の施設の管理に関する事項

イ 公の施設の利用料金に関する事項

ウ 市が支払うべき公の施設の管理費用(以下この条において「指定管理料」という。)に関する事項

エ 公の施設の管理を行うに当たって、指定管理者が保有することとなった個人情報の保護に関する事項

オ アからエまでに掲げるもののほか市長が必要と認める事項

(2) 指定期間の年度ごとに締結する協定(指定管理料が発生する場合に限る。) 指定管理料に関する事項のほか市長が必要と認める事項
(事業報告書)

第7条 条例第8条に規定する事業報告書は、流山市公の施設事業報告書(別記第6号様式)によるものとする。

(教育委員会の公の施設への適用)

第8条 この規則を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合においては、第2条及び第6条中「市長」とあるのは「教育委員会」と読み替えるものとする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月7日規則第10号)

附 則(令和5年5月11日規則第50号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

第1号様式（第3条関係）

流山市公の施設に係る指定管理者の指定申請書

年 月 日

（宛先）流山市長

所在地
申請団体 名称
代表者氏名

指定管理者の指定を受けたいので、流山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 指定を受けようとする公の施設の名称
- 2 関係書類
 - (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
 - (2) 法人にあっては登記事項証明書
 - (3) 納税証明書
 - ア 法人市民税又は市県民税
 - イ 消費税又は地方消費税
 - (4) 営業許可・認可等の証明書
 - (5) 事業計画書及び収支計画書
 - (6) その他市長が特に必要と認める書類

第2号様式（第3条関係）

事業計画書

公の施設の名称					
申請年月日	年 月 日				
申請団体名					
代表者氏名		設立年月日	年 月 日		
団体所在地					
電話番号		FAX番号			
E-mail					
現在管理運営している類似施設名	所在地	主な業務内容	運営開始年月日		
			開始	年	月
			終了	年	月
			開始	年	月
			終了	年	月
			開始	年	月
			終了	年	月
			開始	年	月
			終了	年	月
			開始	年	月
			終了	年	月
事業計画（別紙可）					
【管理運営を行うに当たっての経営方針について】					
【安心・安全面からの管理運営の具体策など特徴的取組について】					

【施設の管理について】

- 1 職員の配置（指揮命令系統が分かる組織図を含む。）

- 2 職員の研修計画

【施設の運営について】

- 1 年間の事業計画（自主事業については別紙「自主事業計画書」に記入のこと）

- 2 サービスを向上させるための方策

- 3 利用者等の要望の把握及び実現策

- 4 利用者のトラブルの未然防止と対処方法

- 5 その他（地域や他の施設との連携等）

【個人情報の保護の措置について】

【緊急時対策について】

- 1 防犯、防災の対応

- 2 その他緊急時の対応

【団体の理念について】

- 1 団体の経営方針等

- 2 指定管理者の指定を申請した理由

- 3 施設の現状に対する考え方及び将来展望

その他 特記すべき事項があれば記入してください。

第3号様式(第3条関係)

収支計画書(年度)

(単位:千円)

		内 訳	備 考
収入合計(A)			
項			
目			
支出合計(B)			
項	人件費		
	事務費		
	事業費		
	管理費		
	事務経費		
目			
収支(A) - (B)			

※ 指定管理者の指定期間となる期間の年度ごとに記入してください。

第4号様式（第4条関係）

流山市公の施設に係る指定管理者の候補者の選定結果通知書

流山市指令第 号
年 月 日

様

流山市長 印

年 月 日付けで申請のあった流山市公の施設に係る指定管理者の候補者の選定については、流山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項の規定により、指定管理者の候補者を選定したのでその結果を通知します。

記

- 1 指定管理者の候補者として選定する。
管理を行わせる公の施設の名称
- 2 指定管理者の候補者として選定しない。
理由

第5号様式（第5条関係）

流山市公の施設に係る指定管理者の指定等決定通知書

流山市達第 号
年 月 日

様

流山市長 印

次のとおり決定したので、流山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条第2項の規定により通知します。

- 1 指定管理者に指定する。

指定に係る公の施設の名称

指定の期間 年 月 日から 年 月 日まで

- 2 指定管理者に指定しない。

指定しない理由

第6号様式（第7条関係）

流山市公の施設事業報告書

年 月 日

（宛先）流山市長

所在地
指定管理者 名称
代表者氏名

次の公の施設に関する 年度の管理が完了した（取り消された）ので、報告します。

1 公の施設の名称

2 管理を行った期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 添付書類

- （1） 管理業務の実施状況
- （2） 公の施設の利用状況
- （3） 利用料金の収入実績
- （4） 管理に係る経費の収支状況
- （5） その他